

特定非営利活動法人 夜叉ヶ池の会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 夜叉ヶ池の会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県揖斐郡揖斐川町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ愛好家及び地域住民に対し、マラソンやジョギングなどのスポーツを通じて、夜叉ヶ池の雨乞い伝説の継承や、地域の交流など「心の豊かさ」を育み、健全な心身の維持増進を図る機会を広く社会に提供し、それにより社会福祉の向上、地域文化の振興、青少年の育成、自然環境の保護など健全な地域社会の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- (1) スポーツ活動を通じ地域文化の伝統を継承する活動
- (2) マラソン・ジョギング・ウォーキング等のスポーツ大会の開催
- (3) スポーツ行事等とおした国際交流及び文化交流事業
- (4) 健康教室の開催及び各種イベントでのボランティア活動
- (5) スポーツ事業とおした地域の清掃活動
- (6) スポーツ行事等とおした青少年との交流事業
- (7) スポーツ行事等とおした高齢者とのふれあいによる福祉の増進に関する活動

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会し参加する個人。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込があったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は第1項の規定に基づき申し込みをした者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 本人が死亡したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。但しこの場合においては、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、諸規定または総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の目的に反する行為があったとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 役員の変更があるときは遅滞なく、その旨を所官庁に届けなければならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款を定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 業務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の運営に関し重要な事項について理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務、報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事を持って構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面により開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決とするところによる。
(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 委員会及び部会等

(委員会及び部会等)

第39条 この法人は、その事業の円滑な運営を図るために、理事会の議決を経て、委員会及び部会等を置くことができる。

- 2 委員会は理事会で議決した事項に基づき会の運営について協議するものとし、部会については各事業の実施について協議するものとする。
- 3 委員会及び部会は、正会員をもって構成し、構成員の呼称は、委員会については委員、部会については部会員とし、その任免は理事会の議決を経て、理事長が行う。

- 4 委員会及び部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
(事務局及び職員の任免等)

第40条 この法人の業務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員の任免は、理事長が行なう。
3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生ずる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経理は、この法人の資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度事業の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 削除

第49条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後すみやかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れなど新たな義務の負担を行い、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する下記の事項を変更する場合、所轄庁の認証を

得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10)定款の変更に関する事項
(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから解散時の総会において選定したものに譲渡する。
(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第11章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成20年1月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成18年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会に定めるところによる。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 1,000円

年会費 1,000円

6 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 渡邊 正明

副理事長 山口 数博

副理事長 野村 博之

理事 山田 武志

理事 北村 幸夫

理事 山口 敬子

監事 早崎 義彦

監事 杉岡 晋子

附則

この定款は平成27年 3月27日から施行する

この定款は平成30年 1月13日から施行する